

* 医療保険サービスの利用料金 別表2〔一般の訪問看護〕 2018年4月改正

1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)	イ 看護師、助産師、理学療法士等	週3日まで	5,550円	週4日目以降	6,550円
	ロ 准看護師	週3日まで	5,050円	週4日目以降	6,050円
	ハ 緩和ケア・褥創ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	管理療養費の算定なし 12850円 (1人月1回を限度)			
2 訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※「同一建物住居者」で同一日3人以上の訪問 *2人までは(Ⅰ)と同じ報酬	イ 看護師、助産師、理学療法士等	週3人以上	週3日まで	2,780円	週4日目以降 3,280円
	ロ 准看護師	週3人以上	週3日まで	2,530円	週4日目以降 3,030円
	ハ 緩和ケア・褥創ケアまたは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	管理療養費の算定なし 12850円 (1人月1回を限度)			
3 訪問看護基本療養費(Ⅲ)	入院中の外泊時に1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定、管理療養費なし				8,500円
○緊急時訪問看護加算	診療所および連携診療所等、在宅支援病院の指示				2,650円
○難病等複数回訪問加算	2回				4500円
	3回以上				8000円
○長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護:特別管理、特別指示週1日、15歳未満の(準)超重症児及び別表八の対象は週3日				5200円
○乳幼児加算(6歳未満)					1500円
○複数名訪問看護加算	看護師等	週1日限り		4500円	
	准看護師	週1日限り		3800円	
	看護補助者	週3日まで	別表7.8及び特別指示の場合は週4回以上訪問可		3000円
○複数回訪問看護加算	看護職員が看護補助者との同時訪問(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)1日1回3000円、1日2回6000円、1日3回以上10000円				
○夜間・早朝訪問看護加算	夜間:午後6時~午後10時、早朝:午前6時~8時				2100円
○深夜訪問看護加算	深夜:午後10時~翌朝6時				4200円

訪問看護管理療養費	① 月の初日	イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	12,400円
		ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2	9400円
		ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	8,400円
		ニ イロハ以外の場合(従来型)	7,400円
	② 月の2日目以降(1日につき)	2,980円	
○24時間対応体制加算	1月につき 6400円		
○退院時共同指導加算	1回、がん末期等厚生労働大臣が定める疾患等、特別管理加算の算定対象者は2回まで 8,000円		
更に特別管理指導加算	がん末期等厚生労働大臣が定める疾患、特別管理加算の算定対象者 2,000円		
○退院支援指導加算	(退院日) 6,000円		
○在宅患者連携指導加算	(月に1回) 3,000円		
○在宅患者緊急時等カンファレンス加算	(月に2回) 2,000円		
○特別管理加算	I 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテ	1月につき 5,000円	
	II その他	1月につき 2,500円	
○看護・介護職員連携強化加算	(特定業務) 2,500円		

訪問看護情報提供療養費 1, 2, 3 (1月につき) 1,500円

訪問看護ターミナルケア療養費 1、25,000円 2、介護老人福祉施設等での看取り10,000円

ご遺体のお世話(保険対象外) 10,000円